

安城市青少年文化芸術全国大会等激励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の文化芸術活動の振興、推進及び次世代育成を図るため、文化芸術の分野における全国大会等に出場する青少年に対する激励金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象となる大会等)

第2条 激励金の交付の対象となる大会等（以下「大会等」という。）とは、次の各号のいずれかのものをいう。

(1) 国、都道府県若しくはそれに準じる機関又は公益を目的とする社団法人、財団法人若しくは全国的な規模の新聞社等が主催する全国規模の大会又はコンクール等であり、次のア又はイの文化芸術の分野のいずれかにおいて、県大会又は地方大会等の予選会又は選考会等（以下「予選等」という。）を経て出場が決定される個人又は団体の成績を競うことを目的として開催されるもの。

ア 文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条から第12条までのいずれかに定める芸術、伝統芸能、生活文化及び国民娯楽等の分野

イ その他市長が認める文化芸術の分野

(2) 前項に定めるもののほか、分野、規模、目的及び予選等の実施方法等が前号の場合と同等であって、市長が適当と認めるもの。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する大会等は、激励金の交付対象としないものとする。

(1) 参加者が作成した作品等の出品又は出展のみで参加でき、参加者が会場に行くことを必要としないもの

(2) 参加条件として、参加者が特定の流派、教室又は団体に所属していることを定めているもの

(3) その他の理由により市長が激励金の交付を適当と認めないもの

(交付対象者)

第3条 前条に規定する大会等に出場することが決定した時点の年齢が満18歳以下の者について、次の各号のいずれかに該当する場合に激励金を交付する。

(1) 次のアからオまでのいずれかの個人から激励金の申請があった場合

ア 市内に在住する者で、個人として大会等に出場することが決定したもの。

イ 市内の学校（小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、専修学校の高等

課程又は特別支援学校をいう。以下同じ。)に在学する者で、個人として大会等に出場することが決定したもの

ウ 市内の文化芸術団体（前条に掲げる文化芸術のいずれかの分野に限り活動する協会、クラブ又は教室等をいう。以下同じ。）に所属し、当該分野に係る大会等に個人として出場することが決定したもの

エ 市外の学校の活動として大会等への団体出場が決定し、その一員として当該大会等に出場する者で、市内に在住しているか又は市内の文化芸術団体（その専らの活動内容が当該大会等における芸術分野と同一であるものに限る。）に所属しているもの

オ 市外の文化芸術団体の活動として大会等（その内容が当該団体の専らの活動内容と文化芸術の分野において同一であるものに限る。）への団体出場が決定し、その一員として当該大会等に出場する者で、市内に在住しているか又は市内の学校に通学しているもの

(2) 次のア又はイの団体から激励金の申請があった場合

ア 市内の学校で、その活動として大会等に団体出場することが決定した場合

イ 市内の文化芸術団体で、その活動として大会等（その内容が当該団体の専らの活動内容と文化芸術の分野において同一であるものに限る。）に団体出場することが決定した場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号にいずれかに該当する場合は、激励金を交付しない。

(1) 市内の小中学校の教育活動の一環として出場する場合

(2) その他市長が激励金の交付を適当と認めない場合

(激励金の額)

第4条 激励金の額は、大会等への出場者1人につき5,000円とする。ただし、団体として出場する場合には、1団体につき50,000円を上限とする。

(交付申請)

第5条 激励金の交付の申請は、個人申請の場合にあつては出場者の保護者、団体申請の場合にあつては団体の代表者が、安城市青少年文化芸術全国大会等激励金交付申請書（様式第1）及び次に掲げる書類（大会、予選等の主催者が公開する公式な書類及びそれに準ずるものに限る。）を、大会開会日の前日までに、市長に提出してするものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、全国大会等に出場することが決定した年度の末日までに申請を行うことが

できる。

- (1) 出場する大会等の開催要項
- (2) 大会への出場を証する書類及び出場資格のある者の詳細が全員明記された書類又は出場者一覧表
- (3) 予選等の開催要項、順位表、成績表等出場する大会等への進出根拠が明確に分かる書類
- (4) その他市長が必要と認めたもの
(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請があった場合は、申請の内容及び添付書類を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において激励金の交付を決定し、申請者に対して安城市青少年文化芸術全国大会等激励金交付決定通知書（様式第2）により通知するとともに激励金を交付する。

（成績等の報告）

第7条 激励金の交付の決定を受けた者は、大会等期間の終了後14日以内に、市長に安城市青少年文化芸術全国大会等激励金結果報告書（様式第3）及び成績の分かる資料を添えて大会結果を報告しなければならない。ただし、第5条ただし書の場合にあっては、申請者は申請と同時に報告を行うものとする。

（激励金の返還）

第8条 激励金の交付を受けた者は、次の各号のいずれかの場合に該当した時は速やかに安城市青少年文化芸術全国大会等激励金辞退届（様式第4）を提出しなければならない。

- (1) 大会等への出場を辞退又は欠場する場合
- (2) 大会等の開催が中止となった場合
- (3) その他激励金の交付に必要な要件を欠くことが判明した場合

2 激励金の交付を受けた者は、前項各号のいずれかに該当する場合、激励金を市長に返還しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。